

公民館を
「連携推進母体」
にした
「学校と地域の
総合的な活性化」
に関する
研究

調査プロジェクトチーム

熊谷慎之輔・志々田まなみ・天野かおり・佐々木保孝

平成30年3月3日 於：広島市ひとまち市民交流プラザ

はじめに

☆本研究の目的は、学校と公民館の連携のあり方を検討し、公民館を「連携推進母体」にした「学校と地域の総合的な活性化」方策について考察することにある。

○連携推進母体って？

- ・ 連携のファースト・ステップは「組織づくり」
→個人ではなく、チームで！
- ・ 「地域が学校を元気にし、元気な学校が地域を活性化
する好循環づくり」のためには、学校にかかわる大人
たち（保護者や地域住民、教職員等）による協議・熟
議の場としての「連携推進母体」が重要になってくる。

→コミュニティ・スクールにおける「学校運営協議会」や「学校支援地域本部（地域教育協議会）」などが、「連携推進母体」としての役割を果たすことが期待される。

- **「学校支援地域本部」から「地域学校協働本部」へ**
 - 「連携推進母体」としての役割が期待される「学校支援地域本部」も、「地域学校協働本部」への発展が求められている。
 - 「地域学校協働本部」という新しいカタチに変わるためには、「学校を支援する存在としての地域から、学校と協働する存在としての地域へ」のパラダイム転換が必要であり、学校支援地域本部では欠落していた「学校が地域のために」という価値観が重要視されてくる（参考文献①）。
 - つまり、「学校を核とした地域づくり」の重要性

- **「学校を核とした地域づくり」を重視するという点では、「学校運営協議会」や「地域学校協働本部」以外の「連携推進母体」も考えられるのでは？**

参考文献①『地域学校協働活動推進のための地域コーディネーターと地域連携担当教職員の育成研修ハンドブック』国立教育政策研究所社会教育実践センター、2017年。

○もう少しいうと、「学校を核とした地域づくり」の視野をもった地域学校協働活動の今後の展開には、その活性化にむけて、個人であれ団体であれ、地域の多様な主体が参画することが想定される。

★そうだとしたら、地域と学校をつなぐ「連携推進母体」の拠点が学校内ではなく地域の側に置かれるほうがより機能する場合があるのでは（研究仮説）？

→「公民館」を「連携推進母体」にした、「学校と地域の総合的な活性化」を考察してみよう！

用語説明

* コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度を導入している学校を指す。教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する。学校と地域住民や保護者が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みの一つである。法改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化され、推進が図られている。

* 地域学校協働本部

これまでの学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として、2015年の答申で提言された。学校支援地域本部などの従来の地域の学校支援の取り組みとの違いは、地域による学校の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指している点にある。

平成29年度、全国に5168本部が設置

小学校で7,166校（全体の35.6%）

中学校で3,469校（全体の33.6%）

*** 放課後子供教室**

子供の放課後活動の推進を地域活動として支援

*** 家庭教育支援**

家庭教育の推進を地域活動が支援

調査方法

・ アンケート調査

「公民館等における『学校支援地域本部』の取り組みに関する実態調査」

* 2016年2月～3月

* **回収率66.5% (427件)**

* 学校支援地域本部（地域本部）の活動を実施している市町村教育委員会事務局の公民館担当課642件対象

・ インタビュー（半構造化インタビュー）調査の実施

アンケート調査より判明した地域本部活動を公民館で支援している市町村の教育委員会担当者と、好事例としてあげられた公民館の職員を対象

* 2017年5月～2017年12月

* 11カ所

学校支援地域本部活動を実施している427自治体中

		公民館に、地域本部の	
		事務局なし	事務局あり
地域本部と公民館の	連携なし	294 68.9%	16 3.7%
	連携あり	59 13.8%	58 13.6%

17.3%

27.4%

具体的な好事例を3つまであげてもらったところ、187事例が集まった

インタビューの内容 【事例から11自治体を選抜】

①基本事項

○自治体規模 ○公民館の管理・運営体制 ○職員体制

①公民館が参画するようになった経緯

○事業の経緯 ○自治体全体のビジョン・計画

②組織の構成

○組織構成員の属性 ○学校やその他地域の諸団体との組織的な関わり

③組織の運営の詳細

○コーディネータの概要と公民館の関わり ○統括コーディネータの役割 ○「協働活動」の有無と内容 ○将来ビジョンの共有化をはかる取り組み ○公民館の主催講座や利用団体との関係

④公民館が地域学校協働活動に関わることでのメリット

⑤公民館が地域学校協働活動に関わる上での課題（問題点）

	所在都道府県 (自治体人口)	当該公民館に 地域本部の事 務局があるか	当該公民館の職 員が地域コー ディネーターか	当該地域の学校 がコミュニティ スクールか	統括コー ディネー タの配置	公民館と地域本部の連携 は、全市ほぼ同じ取り組 みで展開しているか
ア市	島根県 (約3.8万人)	○	○(職員)	×	○	×
	熊本県 (約3.7万人)	○	○(館長)	○	×	×
ウ市	島根県 (約5.7万人)	○	○(職員)	×	×	○
	埼玉県 (約35.2万人)	○	×	×	×	○
オ市	北海道 (約1.9万人)	×	○(職員)	×	×	○
	和歌山県 (約7.3万人)	○	○(職員)	×	×	○
キ市	岡山県 (約5万人)	○	○(職員)	×	×	×
	岡山県 (約3.1万人)	○	×	×	×	○
ケ市	大分県 (約8.5万人)	○	○(館長)	×	×	○
	大分県 (約2.3万人)	○	○(館長+職員)	○	×	○
サ市	山口県 (約6.2万人)	○	×	○	×	×

- 地域本部の活動に公民館が連携していない自治体が**約7割**

- 多くの自治体で、学校支援活動と公民館活動とが結びついてない実態
- 学校に関心を持つ一部の住民（地域コーディネーター・地域学校協働活動推進員）と学校職員との取組になりがちな傾向。



- 地域全体に活動が広がっていきづらい
- 学校づくりは意識されても、地域づくりの視点が弱い
- 「学校応援団」にとどまり、地域と学校の協働活動へとは発展していきにくい

- 地域本部の活動に公民館が連携している事例をもつ自治体（全体の3割）のうち、半分**49.5%(58自治体)**が公民館に**地域本部の事務局を設置**している。
- 地域本部の活動に公民館が連携している**好事例187のうち、100事例（53.5%）**において、**公民館に地域本部の事務局が設置**されていた。
- この100事例を読み込むと、公民館に地域本部の事務局が設置されている方が、地域協働活動への関わり方がより深い傾向にある。



学校と地域の仲立ちの役割を果たす公民館機能

- 公民館の役割の一つとして、地域学校協働活動を積極的にとらえている自治体の公民館
- 一部の公民館だけでなく、全市的な展開をしている、今後展開していきたいと考えている自治体の公民館

→浜田市・山陽小野田市

シンポジストのご紹介

- **山陽小野田市教育委員会 社会教育課**
課長
和西 禎行 様
- **浜田市教育委員会 生涯学習課**
社会教育主事
星野 明洋 様

Q1

なぜ、公民館を核（連携推進母体）とした地域と学校の連携・協働の仕組みを全市体制で構築するにいたったのか、その経緯を含めて取組の概要を教えてください。

Q2

公民館、さらには地域（学区や市町村全体）にとっては、地域学校協働活動は、どのようなメリット（効果）があると感じていますか？

Q3

公民館を核とした仕組みによって、地域学校協働活動をすすめていくうえでのデメリットや課題はどのようなものがありますか？

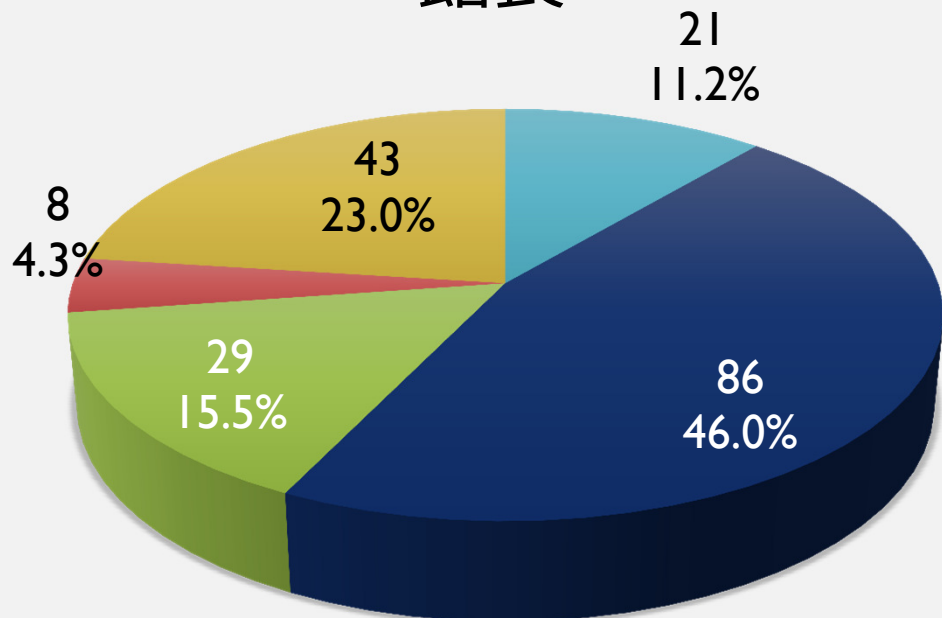
	所在都道府県 (自治体人口)	当該公民館に 地域本部の事 務局があるか	当該公民館の職 員が地域コー ディネーターか	当該地域の学校 がコミュニテイ スクールか	統括コー ディネー タの配置	公民館と地域本部の連携 は、全市ほぼ同じ取り組 みで展開しているか
ア市	島根県 (約3.8万人)	○	○(職員)	×	○	×
	熊本県 (約3.7万人)	○	○(館長)	○	×	×
ウ市	島根県 (約5.7万人)	○	○(職員)	×	×	○
	埼玉県 (約35.2万人)					
エ市	北海道 (約1.9万人)					
カ市	和歌山県 (約7.3万人)	○	○(職員)	×	×	○
	岡山県 (約5万人)	○	○(職員)	×	×	×
ク市	岡山県 (約3.1万人)	○	×	×	×	○
ケ市	大分県 (約8.5万人)	○	○(館長)	×	×	○
コ市	大分県 (約2.3万人)	○	○(館長 + 職員)	○	×	○
サ市	山口県 (約6.2万人)	○	×	○	×	×

活動を全市的に展開にできていないこと、制度的には全市で展開しているが、地域格差が大きく、うまくいっていない公民館があること、など課題となっている市

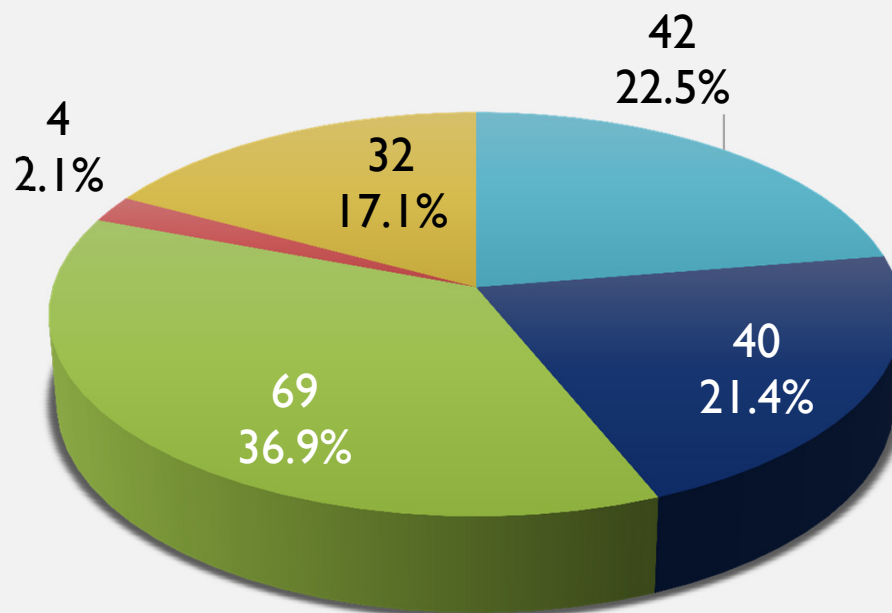
	所在都道府県 (自治体人口)	当該公民館に地 域本部の事務局 があるか	当該公民館の職員 が地域コーデ ィネーターか	当該地域の学校が コミュニティス クールか	統括コー ィネーター の配置	公民館と地域本部の連携 は、全市ほぼ同じ取り組 みで展開しているか
ア市	島根県 (約3.8万人)	○	○(職員)	×	○	×
	熊本県 (約3.7万人)	○	○(館長)	○	×	×
ウ市	島根県 (約5.7万人)	○	○(職員)	×	×	○
	埼玉県 (約35.2万人)	○	×	×	×	○
才市	北海道 (約1.9万人)	×	○(職員)	×	×	○
	和歌山県 (約7.3万人)	○	○(職員)	×	×	○
キ市	岡山県 (約5万人)	○	○(職員)	×	×	×
	岡山県 (約3.1万人)	○				
ケ市	大分県 (約8.5万人)	○				
	大分県 (約2.3万人)	○	○(館長+職員)	○	×	○
サ市	山口県 (約6.2万人)	○	×	○	×	×

教育委員会の正規職員が全市のすべての公民館に1名以上配置されている市
→職員の負担という点は見逃せない

館長



職員



- 地域コーディネーターに任命され、活動している
- 地域教育協議会等の委員に任命され、活動して
- コーディネーター・委員ではないが、公民館業務として、活動している
- コーディネーター・委員、公民館業務と関係なく、個人的に活動している
- 関与していない(館長だけ、もしくは、職員だけが関与している場合)

図表5 公民館等長・公民館等職員の学校支援地域本部に対する関わり方

地域本部と連携している公民館では、
館長の約1割、公民館職員の約2割が
地域コーディネーター

公民館に地域本部の事務局があると、職員がコーディネーターである割合がとくに高くなる

	館長が コーディネーター	職員が コーディネーター
公民館に 事務局設置	9(9%) ／100事例中	35(35%) ／100事例中
公民館以外に 事務局設置	11(12.6%) ／87事例中	7(8.0%) ／87事例中

- 館長の場合で最も多いのは、地域教育協議会等の委員として関与しているケース。

	館長が 地域教育協議会委員	職員が 地域教育協議会委員
公民館に 事務局設置	47(47%) ／100事例中	28(28%) ／100事例中
公民館以外に 事務局設置	39(44.8%) ／87事例中	12(13.8%) ／87事例中

- 職員の場合で最も多いのは、公民館の職務の一環として地域本部の活動を支援しているケース。

	館長の業務として 地域本部の活動に従事	職員の業務として 地域本部の活動に従事
公民館に 事務局設置	20(20%) ／100事例中	49(49%) ／100事例中
公民館以外に 事務局設置	9(10.3%) ／87事例中	20(23.0%) ／87事例中

公民館に地域本部の事務局があると、約半数の職員は、公民館業務の一環として、地域学校協働活動を支援している

■館長よりも公民館職員の関わり方に差が大きい。



- ・ 職員の負担を考えると、これまでの公民館館長、職員の業務とどう結びつけながら活動を支援していけばよいか？
- ・ 公民館職員が地域学校協働活動にしっかりとかかわることによって、公民館側にはどんなメリットがあるのか？

■地域学校協働活動推進員と公民館職員の関係性

- ・より多様な人々の主体的参画を促すには、地域住民から任命される地域学校協働活動推進員が果たす役割は大きいはず
- ・公民館職員だけでやればよいという活動ではない。地域学校協働活動推進員を支援する公民館職員の力量向上がさらに必要

社会教育法Q&A <http://manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/H29kikaku/QA171102.pdf>

問17 「地域学校協働活動推進員」を、公立の公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の職員が担うことは可能ですか？

答17 「地域学校協働活動推進員」は、地域住民等の中から、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や地域住民等への助言を行う者に対して教育委員会が委嘱することとしています。このため、公立の公民館等の社会教育施設の職員が、その職務として地域学校協働活動に関する業務を担う場合、社会教育法第9条の7に規定する「地域学校協働活動推進員」として委嘱することは、想定されていません。

(追加予定)社会教育法第9条の7第2項において、地域学校協働活動推進員の役割を「教育委員会の施策に協力して・・・」と規定していることから、同法28条において教育委員会から任命される公民館の職員を教育委員会が「地域学校協働活動推進員」として委嘱することは想定されていませんが、同様の役割を公民館職員として担っていただくことは、学びと社会参画の好循環を促進していく上でも重要です。社会教育施設職員としてこれまで培われた知見や経験、ネットワーク等を活用いただき、ぜひ地域学校協働活動を推進していただきたいと思います。

おわりに

◎市町村職員の問題意識とビジョン

→点を面に！

→地域学校協働の流れをテコに「公民館」の改革を！

○公民館職員としての講座の改善

→滋賀県竜王町公民館の取り組み

滋賀県竜王町公民館の取組事例

出典: 関川雅之氏(竜王町公民館長)平成29年度社会教育主事講習(A)発表資料(於国立教育政策研究所)発表資料「地域の人財を公民館・学校そして地域の応援団にそして地域の応援団に～“ひと”育ち みんなで煌めく交竜の郷～」

竜王町学校支援地域本部事業の成果

学校支援地域本部と公民館の緊密な連携により、公民館教室に、学校が求める分野の講座を開設したり、支援に必要なスキルアップ講座を取り入れることにより、さらなる人材確保と人材養成ができると共に、支援分野が広がってきました



おり紙講座
+スキルアップ講座 (1～2回)

調査にご協力
いただきました
皆様に
心より
御礼申し上げます

後日ご質問・ご意見等ございましたら、

shishida@nier.go.jp

までお寄せください